

### 3 生徒指導関係

#### 3-1 摂斐特別支援学校児童生徒心得

(目的)

##### 第1条

児童生徒は、社会の一員として、温かい人間関係を作るとともに、摂斐特別支援学校児童生徒として自覚ある行動がとれるよう努力しなければならない。

(学校生活)

##### 第2条 諸規定については、次に掲げる事項のとおりとする。

###### 一 通学について

- ア 通学方法については「通学方法に関する届」によって、あらかじめ校長に届け出る。
- イ 生徒証、学用品等を携帯して、始業時刻5分前までに登校する。
- ウ 終業後は速やかに下校する。部活動、児童生徒会活動以外で残留しようとするときは、その旨を校長に届け出て許可を受ける。
- エ 通学に自転車（途中一部利用を含む）を利用する生徒は、別に定める「自転車使用について」を遵守する。
- オ 通学にスクールバスを利用する児童生徒は、別に定める「スクールバス利用等に関する規程」を遵守する。

###### 二 校内生活について

- ア 欠席・遅刻・早退をしようとするときは、保護者等はその旨を事前に担任を通じて校長に届ける。
- イ 無断で校外に出ない。
- ウ 学校の施設・設備及び用具類は大切に扱い汚損しない。
- エ 学校が行う教育活動以外の目的で、学校の施設・設備及び用具類を使用しない。
- オ 火気及び危険物の取扱いは、担当教職員の指導を受けて行う。
- カ 印刷物の発行、放送等を行うときは、担当教職員の指導を受けて行う。
- キ 児童生徒間で物品の売買や交換をしない。

###### 三 児童生徒の服装等について

- ア 服装は、華美なものや特殊なものを避け、端正で常に活動しやすく清潔であるよう心掛ける。
- イ 当校児童生徒の通学服、体操服については推奨服を基本とする。ただし、小学部の通学服についてはこの限りではない。靴、かばんについては、特に規定はしない。
- ウ 携帯品について
  - (ア) 学校生活に必要なものは携帯しない。
  - (イ) すべての携帯品には、必ず記名する。特に貴重品の取扱いには細心の注意を払い、必ず身に付けるか、担任に預ける。
  - (ウ) 登下校で必要等の理由で携帯電話を携帯する場合は、事前に届け出ること。ただし、授業中は使用しない。

(規程等の改定又は廃止の手続)

### 第3条

- 一 児童生徒会の会員は、児童生徒の意見を集約し、校長に対して学校の規程等の改定や廃止を求めることができる。
- 二 校長は、前項の規程に基づく求めがあったとき、又は規程等の見直しが必要となったときには、アンケートその他適切な方法で児童生徒や保護者等からの意見を聴取するとともに、学校運営協議会等でその内容について議論する。
- 三 校長は、学校運営協議会等での議論を踏まえ、規程等の改定又は廃止について決定する。
- 四 前項の決定に当たっては、議論の経過及び決定の理由について、児童生徒及び保護者等に説明をする。

### 附 則

この心得は、平成21年4月1日から施行する。

この心得は、平成31年4月1日から施行する。

この心得は、令和2年4月1日から施行する。

この心得は、令和4年10月31日から施行する。

この心得は、令和5年4月1日から施行する。